

平成25年 5月27日

府中市長 高野律雄様

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会長 鹿島秀樹



個人情報（収集禁止事項）の収集について（答申）

平成25年3月1日付24府政広発第38号で諮問のあった標記事項について、府中市情報公開・個人情報保護審議会の意見を次のとおり答申いたします。

「叙位・叙勲・褒章・都知事表彰候補者の選定・進達」ほか23事務において行う、府中市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第8条に規定する収集禁止事項の収集は、条例第8条ただし書所定の、実施機関の「職務執行上特に必要」なものに該当すると認められます。

なお、今般、24件の事務がまとめて諮問されたものでありますが、こうした諮問のあり方は必ずしも相当なものとは思われず、各実施機関におかれては、今後、「個人の権利利益の保護を図るとともに、市政の適正な運営に資する」という条例の目的（第1条）を十分に考慮のうえ、事務の届出及び本審議会への諮問を、適時・的確に行うとともに、特に収集禁止事項の収集に当たっては、収集した個人情報の管理に万全を期していただくよう求めます。